

## 移住促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 本県への移住を促進するとともに、移住者の交流を図るため、NPOや地域づくり団体等（以下「NPO等」という。）が移住及び移住者の交流の促進による地域活性化事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) NPO等とは、特定非営利活動法人等の法人及び地域づくり団体等の任意団体をいう。

(2) 任意団体とは、本県の集落等地域の維持及び活性化に係る取組を行っている団体並びに県内外で本県の魅力発信及び交流促進に係る取組を行っている団体とし、規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体をいう。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助額)

第3 補助金の交付の対象となる者、補助対象事業、補助対象経費及び補助額は、別表第1のとおりとし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業内容の重要な変更

(2) 補助金交付額の増額又は20パーセントを超える減額変更を伴う補助対象経費の変更

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第6 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、知事が別に定める日までに、移住促進事業費補助金遂行状況報告書（様式第7号）により、知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、移住促進事業費補助金前金払請求書(様式第8号)に資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに移住促進事業消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

補助対象事業者	補助対象事業	補助対象経費の区分	補助率及び補助額
NPO等	<p>NPO等が、地域住民とともに、主に県外からの移住及び移住者の交流の促進のために取り組む事業で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 移住者のサポート及び受入環境整備に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 移住促進団体の設立や住民計画策定等に係る勉強会の開催</li><li>・ 移住に関する連絡会議等の開催 等</li></ul> <p>(2) 移住者との交流及び移住促進に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 移住者の交流会の開催</li><li>・ 地域の生活文化体験学習会の実施</li><li>・ インターンシップの実施</li><li>・ 地域内外の交流人口の拡大の仕組み作り</li><li>・ 岩手県への移住促進のためのイベント実施 等</li></ul>	報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	定額とする。 ただし、500千円を上限とする。

別表第2 (第11関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	移住促進事業費補助金交付申請書 1 同意書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他知事が必要と認める書類	第1-1号 第1-2号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	移住促進事業変更(中止・廃止)承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	移住促進事業費補助金請求書 1 事業実績報告書 2 成果等報告書 3 収支決算書 4 その他知事が必要と認める書類	第5号 第6-1号 第6-2号 第3号	1部 1部 1部 1部	事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日のいずれか早い日まで